

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌
2017

JA東京みなみ



目次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	9
リスク管理の状況	10
自己資本の状況	13
事業のご案内	14
各種手数料	18
貸借対照表	20
損益計算書	22
注記表	24
剰余金処分計算書	39
部門別損益計算書	40
財務諸表の正確性等にかかる確認	42
損益の状況	43
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	44
信用事業	46
共済事業	56
経済事業	58
経営諸指標	62
自己資本の充実の状況	63
役員等の報酬体系	74
当組合の組織	75
沿革・歩み	78

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

□ ごあいさつ

平成28年度の日本経済は、成長戦略を柱とする経済財政政策により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているが、欧米の政治や経済政策の動向による景気後退のリスクも懸念されており、景気の先行きは不透明となっています。

都市農業を巡る情勢では、都市農業や都市農地の意義・必要性を明記した都市農業振興基本法を踏まえた都市農業振興基本計画が閣議決定され、面積要件緩和が盛り込まれた生産緑地法の改正案が閣議決定されるなど、都市農業の発展に向け具体的な施策・税制が新たな検討段階に入っています。

また、本年TPPを離脱したアメリカと今後結ぶ可能性が高いと言われる二国間協定FTA（EPA）、更には、EUとのFTA（EPA）交渉も同様に激化している中、農業現場では、TPP以上に大きな不安を抱えることとなりました。

本店を含む4店舗（多摩支店・日野支店・七生支店）の建替え計画につきましては、多摩支店が平成28年10月にグランドオープン、また、万願寺6丁目に移転する新日野支店金融店舗（万願寺農産物直売所と併設）は、本年10月下旬のオープンに向け、順調に工事が進んでいるところです。

併せて、平成28年度は昨年の通常総代会で決議いただきました3カ年計画（平成28年度～平成30年度）の初年度にあたり、「安心」「信頼」「満足」のJA東京みなみのビジョン実現に向け役職員が一丸となって事業に取り組んだ結果、貯金残高は、期首対比で約73億円と大きく増加することができ、経常利益は、6億49万円、当期剰余金は、昨年並みの4億1,704万円の実績をあげることができました。

厳しい経営環境の中、こうした事業実績をあげることができましたのも、組合員の皆様をはじめ利用者、地域の皆様からの温かいご支援とご協力によるところと感謝申し上げます。

平成29年7月

東京南農業協同組合
代表理事組合長 小林 和男

□ 経営方針

経営理念

私たちJA東京みなみは、信頼にもとづく総合事業・生涯取引を通して、組合員とその家族をはじめ利用者・地域住民・消費者の皆様へ安心・満足を提供し豊で快適な生活の実現に貢献します。

私たちは、安心・信頼・満足をJA東京みなみの経営理念とし魅力ある組合経営の指針としていきます。

安心

JA東京みなみは、生活のさまざまな場面で感じる「不安」を「安心」に変える力を持っています。生涯を通じてともに考え解決してゆける信頼のライフパートナーとなります。

信頼

私たちは、組合員・地域住民・消費者・行政・取引先などさまざまな信頼関係の中で存在しています。こうした信頼関係なくしてJA東京みなみは存続できません。私たちは信頼できるパートナーとして堅実経営を目指すとともに、信頼を得られる事業を進めてまいります。

満足

安心と信頼は、「満足」を得られなければ生まれません。時代が変化する中で常に新しいサービスや質の高いサービスを提供するとともに、人と人とのつながりを重視した事業を進めていきます。

また、職員に対しては、組織目標を明確にし、公正な評価・処遇を通して満足を提供します。

経営方針

東京農業の振興を踏まえた農業者の所得増大

地産地消の取り組みや特色ある農畜産物の生産支援を行い、販売力を強化し、農業者の所得増大に全力を尽くします。さらに都市農業振興基本法に基づき、農業者の期待に応えられるよう、行政や関係機関と連携を図ります。

地域貢献活動による都民理解の醸成

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、地域とのつながりを強化し、地域の活性化にJAグループが一翼を担います。また、地域貢献活動を通じて、都市農業を身近に感じてもらえるよう、広報活動を強化し、都民理解の醸成を図ります。

組合員とともに歩む組織づくり

組合員と徹底した話し合いを行い、多様化した組合員ニーズを把握し、組合員の事業利用の拡大を図るとともに、地域農業と協同組合の理解を深める活動を展開します。そのうえで、組合員組織や支店意志反映・運営参画を進めます。これにより、組合員のアクティブ・メンバーシップ(*1)を確立しJAの組織基盤を強化します。

自己改革を支える経営基盤の強化

「農業者の所得増大」「都民理解の醸成」「組合員とともに歩む組織づくり」のJA自己改革の着実な実践に向け、JA経営基盤を一層強化します。また、JA自己改革の着実な実践を図るため、具体的に取り組む施策を反映した中期経営計画や単年度事業計画を策定し、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

*1 アクティブ・メンバーシップとは、組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること。JAにおいては、組合員が地域農業と協同組合の理念を理解し、「わがJA」意識を持ち、積極的に事業利用と協同活動に参加すること。

□ 金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

□ 個人情報保護方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に拘わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 開示・訂正等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
8. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

□ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
（外部専門機関との連携）
4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

□ 金融円滑化にかかる基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等にに応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

□ 事業の概況

①指導事業

平成28年度は、第3次地域農業振興計画（平成26年度～平成28年度）の最終年度、更には、J A東京みなみ3ヵ年計画（平成28年度～平成30年度）の初年度にあたり、農政活動、地域住民への理解醸成活動、食の安全・安心推進活動、営農支援活動等、様々な取り組みを進めてまいりました。

とりわけ、第31回J A東京大会で決議された①東京農業の振興を踏まえた農業者の所得増大②地域貢献活動による都民理解の醸成③組合員と共に歩む組織づくり④J A自己改革の実践を支える経営基盤の強化の実践に向けて取り組む3ヵ年計画（平成28年度～平成30年度）では、農業者所得の増大と農業生産の拡大に向けた中核施設として位置付ける新設大型農産物直売所（日野市万願寺6丁目）の開設に向け、アンケート調査の実施や運営の仕組みづくり等、進めてまいりました。農政活動では、都市農政推進協議会を通じた都議会議員との意見交換会の実施、J A都青協を通じた地元選出国会議員への要請活動、管内3市との各協議会を通じた意見交換等を行い、都市農業の存続に向けた諸制度の見直しに向けJ A東京グループをあげた活動を実施いたしました。

また、担い手、生産者対策として新規就農者に対するフレッシュ&Uターンセミナー講習会の開催や、J A営農の営農支援事業の拡大（農機修理等）、各市における援農ボランティアの育成（稲城市による制度導入平成28年4月より）への取り組み、更には営農指導機能強化のため、独自の指導経済職員向けの育成講習会を通年にわたり実施いたしました。また、ビニールハウス等の施設化に伴うJ A東京みなみ独自の農業振興助成制度を新設、平成28年度は4件合計40万円の助成を行うことができました。更に、農作業中の農業機械での事故を未然に防ぐため、バックホーの講習会の実施。加工品販売拡大のために食品衛生責任者講習会の開催・助成を行いました。地域住民・利用者対策として、食の安全・安心を提供するため、放射性物質検査・残留農薬検査の実施や東京都エコ農産物認証者の拡大にも取り組み認証者は32名となりました。

また、各市産業祭等への出店や宝船の作成や少年サッカー大会の開催、夏休みこども村の開催等を通じて都市農業のPR活動を積極的に行ってまいりました。

また、組合員の皆様やご家族の健康管理活動として巡回健康診断やJ A厚生連で行う人間ドッグ・婦人検診などの受診推進・助成の実施。生活文化活動としてJ A東京みなみ女性大学の開講、女性部で実施した「敬老感謝の集い」なども実施してまいりました。

②信用事業

（貯金）

平成28年度は、日銀の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入したことにより、長短金利ともにかつてないほどの低水準で推移し、J Aを取り巻く環境は、今までに経験をしたことのない環境に置かれております。このような環境にあつて、組合員の皆様をはじめ、利用者の皆様のご協力をいただき、貯金増強キャンペーン等、積極的に展開し、期首より73億2百万円増加し、目標対比102.5%と昨年度を大きく上回る実績をあげることができました。

（貸出金）

マイナス金利政策導入後、住宅ローン金利等の引き下げ等による他行との金利競争が激化する中、新規案件については「生活応援住宅ローンみなみオンリーワン」を基軸としたハウスメーカーや宅建業者営業を中心に推進し、また、借換案件については職員の外回り営業を中心として営業活動を展開してまいりましたが、期首より2億65百万円減少し、目標対比96.61%の結果となりました。

（遺言信託）

各地区で個人相談会の開催により、公正証書遺言の重要性をご提案した結果、平成28年度は13件（累計145件）の新たな公正証書のお手伝いを行うことができました。

（記帳代行）

記帳代行業は平成28年度新たに13件（累計143件）の契約をいただき、複式簿記による決算書作成のサポートができました。

③共済事業

3Q訪問活動を基軸とした保障点検活動を実施し、「ひと」「いえ」「くるま」の総合保障の充実を図り、長期共済新契約目標（基盤+建更+特定）200億円の目標に対して225億97百万円（目標対比113.0%）の実績を早期に達成することができました。

④購買事業

予約購買の推進、都・市の補助事業の推進など農業者所得の増大、農業生産の拡大に向けて様々な施策を進める一方で、安心・信頼・満足の経営理念に基づいて新たな商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。

(生産資材)

ビニールハウス施設の新設等、補助金事業が多くあった影響もあって、その他生産資材が計画対比150.2%の供給高となったのをはじめ、生産資材購買全体では目標比118.5%の供給実績となりました。

(生活物資)

大型農業用倉庫等の供給が多くあったことから、耐久消費財が計画対比310%の供給高となったのをはじめ、生活物資購買全体で121.1%の供給実績となりました。

⑤加工事業

平成28年度も精米・製粉等の加工事業を通年行うことによって組合員の皆様の要望にお応えしてまいりました。

⑥宅地等供給事業

相続事業承継に重点をおき、財産診断を実施しました。安定収入のために土地活用及び賃貸住宅等のご提案を行い、建設の際に施主管理をJA及びJA全農が行う「施主代行事業」により、安心して建物建設を行えるお手伝いをさせていただきました。相続税相談では税理士等とともに積極的に行い、相続税納付のための不動産売却の仲介も行いました。

⑦利用事業

葬儀の小規模化・多様化が進む中、155件（前年対比：15件減少）のお葬儀を実施させていただきました。

⑧販売事業

家庭での米消費量減少が続く中、各経済店舗内に精米販売可能な店頭精米設備を設置し新たな販売手法・新たなお米の品揃えを進めてまいりました。また、日野市内の小中学校への給食用のお米の推進を行ってまいりました。

□ トピックス

4月25日～26日	地場産野菜苗の即売会（七生地区・多摩地区）
4月27日	第10期JA東京みなみ女性大学開講式（4月～3月まで10回開催）
5月2日	JA東京みなみ女性部第28回通常総会
5月3日～5日	ガーデンシティ多摩センター子どもまつり2016（野菜の即売会開催）
5月7日～8日	第19回ひの新選組まつり（農民の格好で新選組パレードへ参加）
5月11日～12日	「かけはし」招待旅行（京都）
5月26日	事業推進大会（立川パレスホテル）
6月3日	JA東京みなみ青壮年部第28回通常総会
6月3日～4日	稲城市あじさいまつり・展示即売会 あじさい品評会（2日）
6月7日	年金受給者日帰り旅行（明治座・コロッセ）
6月7日	JA東京みなみ植木花卉園芸部会連絡協議会第28回通常総会
6月15日	JA東京みなみ果実部会連絡協議会第28回通常総会
6月17日	JA東京みなみ野菜部会連絡協議会第28回通常総会
6月24日	第27回通常総代会（パルテノン多摩）
6月28日	第1回日野市・JA東京みなみ連絡協議会
7月2日～3日	第34回ふるさと夏まつり「せいせき朝顔市」朝顔品評会（1日）
7月23日	稲城地区盆踊り大会（稲城支店構内）
7月28日	東京南農協年金友の会連絡協議会通常総会
7月28日	JA東京みなみ夏休み子ども村農業収穫体験ツアー（日野市内）
7月30日	明治神宮「明治天皇祭」（農産物の奉納）
7月30日	日野地区盆踊り大会（日野支店構内）
8月6日	七生地区盆踊り大会（七生支店構内）
9月13日	JA装いの祭典2016（横浜大さん橋ホール）
10月15日	多摩支店グランドオープン
10月22日～23日	Iのまちいなぎ市民祭 農産物品評会（21日）
11月1日～3日	第45回東京都農業祭・品評会（1日）
11月8日～10日	「農協法改正に伴う今後の取組」説明会 多摩地区（8日）稲城地区（9日）日野地区（10日）
11月12日～13日	第50回日野市産業祭 農産物共進会（11日）
11月14日～16日	優待旅行（大町温泉・黒部ダム）
11月18日	「農協法改正に伴う今後の取組」説明会 七生地区（18日）
11月21日	明治神宮新嘗祭に向けた農産物宝船製作（野菜部会の協力・青壮年部製作・奉納）
11月22日	第24回女性の集い（日野市七生公会堂・全地区女性部員参加）
12月6日	多摩地区ミニデータービス（多摩地区女性部の協力のもと開催）
12月10日	第10回都市農地保全自治体フォーラム・第13回都市農業シンポジウム
12月11日・18日	第7回JA東京みなみカップ少年サッカー大会
12月24日 他	暮れの即売会（全地区）
2月1日	第2回日野市・JA東京みなみ連絡協議会
2月3日	待観劇会（明治座・由紀さおり）
2月14日	稲城市・JA東京みなみ連絡協議会
2月16日	多摩市・JA東京みなみ連絡協議会
2月25日	ふれあい交流会（農業後継者の出会いの場としてJA八王子・JA町田市と合同開催）
3月16日	JA東京みなみ女性大学終了式
3月23日	野生動物慰霊祭（駆除された野生動物の鎮魂 稲城支店）

農業振興活動

計 画		平成28年度の主な取り組み事項	
重点実施分野	最重点実施事項	具体的実施事項	
1. 都市農業の特徴を活かした多様な販路による販売力強化	(1)ファーマーズマーケットを拠点とする販売力強化	①新設農産物直売所の開設による販売品販売高の拡大	平成29年10月末頃開店を目前に、新設の大型農産物直売所(日野市万願寺)建設計画を進める一方で、生産者の皆様と運営の仕組作りや商品規格等について協議を進めてきました。
		②既存直売所の活性化	地元農産物や食の安心・安全をアピールした品揃えや、各店舗独自のイベント開催を実施して既存直売所の活性化に取り組みました。多摩支店経済店舗では、国内産果実・野菜類の仕入れ販売や惣菜等(お弁当類等)の取扱いを試行し、来店客増加につながりました。
		③地元のみならず地方農産物の販売支援	JA南魚沼・JA越前丹生との間で特産米や農産加工品等の直接仕入れを行うとともに、全国のJAや直売所との直接取引の交渉を進めてきました。
	(2)地域ブランド・6次産業化等特産品への取り組み	①高付加価値販売戦略の実施	平成28年10月より経済店舗全店にて店頭精米施設を設置して地域特産米等の取扱いを始めました。地域ブランドによる高付加価値販売戦略については、既取得の地域団体商標登録(稲城の梨・高尾ぶどう)を継続しています。新設農産物直売所においては、出荷基準を設定し販売する農産物のブランド化を進めています。
		②農・商・工連携による加工品づくり	既存の6次化商品に加えて、直売所での新たな加工品販売に向け、商品づくりを進めるために食品衛生責任者資格取得講習会を開催しました。
	(3)学校給食への提供	①新設農産物直売所による学校給食集荷拠点機能の発揮	新設する日野市万願寺農産物直売所を日野市の学校給食集荷配送拠点と位置付けていることから、運営方法等について出荷者・行政と協議を進めていきます。
②多摩地区・稲城地区での拡大		多摩市学校給食連絡協議会を通じた農産物の供給(多摩市)、稲城地区野菜部会を通じた野菜・梨・ぶどうの提供(稲城市)を継続してきました。	
2. さらなる都市農業振興に向けた取り組み	(1)営農指導機能の強化	①「営農指導事業機能・体制強化方針」の策定・実施	当該方針の策定には至らなかったものの、下記②の取り組みや「TAC行動基準」を設定するなど、営農指導力強化に取り組みました。
		②営農指導員資格取得者の計画的育成(JA東京みなみ独自の育成カリキュラムの策定・実施)	営農指導員資格取得のため、中央会主催の研修会へ計画的に受講(2名)しております。また、JA東京みなみ独自カリキュラム「指導経済基礎講座」を開催(計6回)して相談力・提案力のある営農指導担当者育成を進めています。
	(2)食の安心・安全対策	①生産履歴記帳の徹底(TACによる指導)	直売所出荷者の方々が「栽培くんシステム」100%利用を目標に促進を進めてまいります。
		②放射性物質検査の継続実施	放射性物質検査を継続して実施。既に約580検体を測定し、いずれも「異常なし」の結果となりました。検査結果は、ホームページを通じて公表しております。
		③「東京都エコ農産物認証者」の拡大	個別推進を進めた結果、認証者は合計で36名(4名増加)となりました。引き続き認証者拡大を図ってまいります。
		④残留農薬検査の継続実施	東京都による検査を2回実施(夏・秋)いたしました。また、冬にはJA東京みなみ独自の残留農薬検査を実施し、いずれも「異常なし」の結果となりました。
	(3)未利用農地の有効活用	①未利用農地の実態を把握、有効活用し、生産拡大を図る。	未実施事項。平成29年度のTAC行動基準において、直売所出荷農家全戸について営農管理台帳の作成を掲げ実態把握の実施を行います。
	(4)都市農業振興に向けた農政活動	①都市農政推進協議会を通じた農政活動	都議会議員との意見交換会を開催し、都市農業が置かれている現状と要望を伝える農政活動を実施いたしました。
		②JA東京都青協を通じた農政活動	都青協による国会議員への陳情活動等により、都市農業が置かれている現状と要望を伝える農政活動を実施いたしました。
	(5)都市農業振興基本法制定を踏まえた行政・農業委員会等とのさらなる連携	①都市農業振興基本計画を踏まえた対応	今後の動向を踏まえて対応していきます。
		②3市との連絡協議会・3市農業委員会連絡協議会を通じた行政・農業委員会との連携	管内3市との連絡協議会を定期的に開催し農政・農業施策について意見交換・協議をするなど、要望を発信してきました。
	(6)新規就農者対策	①JAF&Uターン農業後継者セミナー/シニア就農者セミナーの継続開催・参加	平成28年度は、フレッシュ&Uターンセミナーのみの開催となりました。(受講者6名)
	(7)営農支援体制の確立	①営農支援体制の充実・強化	営農支援課担当職員を増員し効率的営農支援作業を行うとともに、新たに農機修理に対応すべく一次的対応が可能な職員を育成・配置いたしました。
②援農ボランティア育成(管内3市行政と協調)		平成28年度より稲城市において援農ボランティア制度導入により、管内3市全てでの実施となりました。援農ボランティア育成のためのJA職員講師の派遣等、行政と連携した取り組みを進めています。	
(8)認定農業者の拡大	①認定農業者の拡大・強化	認定農業者数104名(平成29年3月末現在) (日野地区35名、七生地区24名、多摩地区4名、稲城地区41名)	
3. 総合事業機能の発揮	(1)農業を支える新たな仕組みづくり	①生産コスト削減支援による農業者の所得増大	平成28年度は、行政による都市農業活性化支援事業等の補助金事業により生産者コストの削減に取り組みました。また、JA東京みなみ独自にビニールハウス等の施設化助成制度を新設し4件40万円の助成を行いました。
		②JA東京みなみ独自の農業振興助成制度の新設と普及	農業機械化促進助成取扱要領及び直売所農産物販売活性化支援実施要領を制定し、農業者の機械化促進及び施設化(ビニールハウス等)への助成措置をしています。(平成28年度実績:機械化促進助成26件715,000円、施設化4件400,000円の実績)
		③低コスト生産技術の確立・普及	スイング スプリンクラーの普及により農薬散布にかかる労働時間の短縮と農業者の農薬被ばくを軽減させることができました。
	(2)総合事業の強みを発揮する新たな仕組みづくり	①ポイント制度の導入	導入検討を行った結果、コスト面から導入見送り。今後、JA東京グループによる取り組み等を踏まえ再検討。

□ 社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

J A東京みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割りや、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという社会的責任を担っています。

1 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金積金残高	164,309百万円 (平成29年3月31日)
(2) 貯金商品	定期貯金・普通貯金・定期積金 他

2 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高 (総合口座貸越64百万円除く)	45,729百万円
組合員	39,811百万円
その他	5,918百万円
(2) 制度融資取扱い状況	
農業近代化資金	5百万円
市区町村制度資金	2百万円
(3) 融資商品	
生活応援住宅ローン	みなみオンリーワン
賃貸住宅ローン、営農資金、スマートローン	
ロードサービス付きマイカーローン	他

3 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消による地域の活性化と安心安全な農産物の提供
- 学校給食への地場農産物の活用と地域農業の理解・促進
- 学童農園等農業体験活動の実施
- 市民農園・体験農園の設置
- 「都市農業シンポジウム」の開催
- T A Cによる学童農園への出前授業の開催及び次世代対策として農業者と連携した食育活動の展開。
- 夏休みこども村 (食育事業)

4 地域密着型金融への取り組み

当組合では、地域密着型金融機関として下記の金融商品の取扱いを行っています。

- (1) 貯金
 - 緑がいっぱい定期貯金 (取扱残高の0.03%相当額を【緑の東京募金】へ寄付)
 - おもいやり定期貯金 (取扱残高の0.03%相当額を各市町村自治体等に寄付)
 - みなみすこやか定期貯金 (年金振込指定者：金利上乘せ商品)
 - 子育て応援定期積金 (18歳未満のお子様がいる保護者及び親権者の方へ子育て支援：金利上乘せ)
 - 収穫体験付き付定期積金 (ブルーベリー摘み取りまたは、芋ほり収穫体験ができる特典付) 他
- (2) 貸出金
 - 自己住宅ローン
 - 賃貸住宅ローン
 - 小口ローン
 - 営農資金 他
- (3) 共済
 - ひと・いえ・くるまの総合保障 (建物更生共済・こども共済・医療共済・年金共済・自動車共済 他)

□ リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。042-594-1011（月～金 9時～17時）

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業
東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

①の窓口又は東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）にお申し出ください。
なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。
- ・ 東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。
- ・ 共済事業
（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）
（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）
（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）
最寄りの連絡先については、上記又は①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

□ 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年3月末における自己資本比率は、25.63%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,786百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

□ 事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

(平成29年3月31日 現在)

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネット

で組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。
また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出しは原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パ ー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。

住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	商 品 名 / 特 徴 等
自 己 住 宅 ロ ー ン	生活応援住宅ローン みなみオンリーワン/成約特典として①「お米5kg」または「当JA管内の産直品」を借入金額に応じて1～5年間進呈いたします。②当JA各事業の准組合員特典（金利優遇等）の付与されます。 特約保障付き住宅ローン/三大疾病または9大疾病に発病し、所定の状態に該当した場合、住宅ローン残高の全額が共済金として支払われます。
貸 貸 住 宅 ロ ー ン	賃貸住宅ローン/①変動特別金利②期間固定特別金利③借換専用特別金利が設定できます。※特別金利のため、違約条項有
小 口 ロ ー ン	ロードサービス付きマイカーローン/マイカー購入資金から車検、修理、共済（保険）、車庫建設費など。スマートローン/おまとめローンや負債整理資金についても資金対応が可能です。
営 農 資 金	営農資金/農機具、農業用構築物、農業用自動車等、農業者の所得増大および東京農業の振興に資する資金です。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA各支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替をお取り扱いしています。

また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	内 容
振 込 ・ 送 金	当JAの各支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行いたい口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

国債窓販業務

個人向け利付国庫債券の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	内 容
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

遺言信託業務

公正証書遺言のご提案や作成のお手伝いをいたします。

記帳代行業務

複式簿記による決算書（確定申告）作成のサポートをいたします。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりの人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。

ひと

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でも簡便な手続きでご加入いただける万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
が ん 共 済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介 護 共 済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
こ ど も 共 済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

いえ

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火 災 共 済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。

くるま

種 類	内 容
自 動 車 共 済 ク ル マ ス タ ー	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自 賠 責 共 済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車(バイク・原付も含みます)に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

販売事業

組合員農家が生産した野菜・果実等の新鮮な農畜産物を消費者のもとへお届けするため、購買店舗の中に農産物直売コーナーを設置し、また、管内の農産物直売所も安全・安心な農産物を提供しております。生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。

4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。不動産の売買・交換・仲介業務、駐車場賃貸管理、建設事業（賃貸住宅・個人住宅等の斡旋）、相談業務（法律相談、税務相談）

5 利用事業

J A東京みなみセレモニーセンターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。また、J A東京南セレモニーセンターは、年中無休24時間体制でご家族の方の万一切りに応えられる体制を整えています。

6 指導事業

農政活動、地域住民への理解醸成活動、食の安全・安心推進活動、営農支援活動等、様々な取り組みを進めていきます。

- 消費者や地域住民に新鮮・安全・安心な農畜産物の直売や学校給食への供給、体験農業などの食農教育を通じた「身近で大切な農業」の果たす多面的機能のある都市農業へ理解を農業者とともに進めていきます。
- 多様な農業者のニーズに応える指導経済渉外（TAC）の相談業務の充実を図ってまいります。

※TAC（タック）＝担い手農家組合員に出向く活動をする「指導経済渉外担当者」

□ 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、平成29年3月31日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて	
振 込 手 数 料	文書扱い	1万円未満1件につき		324円	
		1万円以上3万円未満1件につき		432円	
		3万円以上1件につき		648円	
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	108円	432円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	216円	540円
		3万円以上1件につき	無料	432円	756円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	108円	324円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	108円	432円
		3万円以上1件につき	無料	324円	648円
	インター ネット扱い	1万円未満1件につき	無料	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	108円	216円
		3万円以上1件につき	無料	216円	324円
送金手数料	1件につき		432円	648円	

手形・小切手取立等手数料

種 類	手数料
代金取立	普通扱い 1通につき 972円
	至急扱い 1通につき 1,080円
その他	送金・振込の組戻料 1件につき 648円
	取立手形の組戻料 1通につき 1,080円
	不渡手形の返却料 1通につき 1,080円
	取立手形の店頭呈示料(※) 1通につき 1,080円
	離島回金手数料 無料

※ ただし、1,080円を超える実費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手(50枚)	1,080円
約束手形(20枚)	864円
為替手形(20枚)	864円
専用手形(1枚)	756円
自己宛小切手(1枚)	756円

当座貯金開設手数料

種 類	手数料
当座貯金	無料
マル専当座貯金	3,240円

硬貨両替・金種指定払出手数料

手 数 料	両 替 金 受 入 ・ 払 出 枚 数			
	100枚まで	101枚～300枚まで	301枚～500枚まで	501枚以上
	無料	108円	216円	324円

定時自動送金手数料

種 類	手 数 料
1 契約送金の都度取扱手数料	54円
自店舗	54円+無料
僚店	54円+振込手数料
他金融機関	54円+振込手数料
※当農協支店間・他農協・他金融機関への送金は、振込手数料がかかります。	

その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（貯金）	216円
相続貯金等評価額証明書	216円
取引履歴明細	
過去5年分まで 枚数10枚まで	540円
過去5年を超える期間 枚数10枚まで	1,080円
枚数10枚超は1枚につき	21円
その他証明書（お客様ご指定書式等）	各手数料に準ずる
通帳・証書再発行	540円
ICキャッシュカードの再発行	1,080円

融資関係手数料

種 類	手 数 料
残高証明書	216円
支払利子証明書	540円
融資証明書	5,400円
新規実行	
住宅ローン（不動産担保貸付）	32,400円
その他ローン	5,400円
条件変更	
住宅ローン（不動産担保貸付）	10,800円
その他ローン	5,400円
繰上償還（違約条項付債権を除く）	
一部繰上	10,800円
全額償還	
3年未満	21,600円
3年超5年未満	10,800円
5年超10年未満	5,400円

金庫利用手数料

種 類	手 数 料
貸 金 庫	
中 型 （高さ100mm）	年 間 19,440円
大 型 （高さ140mm）	年 間 25,920円

□ 貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
1. 信用事業資産	167,335,630	174,370,311
(1) 現金	642,826	674,862
(2) 預金	105,008,746	113,800,427
系統預金	103,008,746	111,800,427
系統外預金	2,000,000	2,000,000
(3) 有価証券	15,618,544	14,110,298
国債	2,038,132	1,573,881
地方債	3,528,911	2,816,780
政府保証債	237,225	231,080
社債	9,814,276	9,488,557
(4) 貸出金	46,060,254	45,794,616
(5) その他の信用事業資産	164,630	146,503
未収収益	148,372	130,844
その他の資産	16,257	15,658
(6) 貸倒引当金	△159,372	△156,396
2. 共済事業資産	154,878	130,773
(1) 共済貸付金	146,741	123,623
(2) 共済未収利息	1,785	1,252
(3) その他の共済事業資産	6,837	6,290
(4) 貸倒引当金	△486	△393
3. 経済事業資産	60,613	66,135
(1) 経済事業未収金	12,983	31,638
(2) 棚卸資産	40,319	33,667
購買品	37,011	30,701
その他の棚卸資産	3,308	2,966
(3) その他の経済事業資産	7,341	919
(4) 貸倒引当金	△30	△90
4. 雑資産	268,776	310,396
(1) 雑資産	268,807	310,691
(2) 貸倒引当金	△30	△295
5. 固定資産	1,209,909	1,362,095
(1) 有形固定資産	1,199,434	1,354,751
建物	1,624,375	1,725,858
機械装置	24,117	26,605
土地	475,756	475,756
建設仮勘定	6,304	54,377
その他の有形固定資産	311,248	339,033
減価償却累計額	△1,242,369	△1,266,880
(2) 無形固定資産	10,475	7,343
その他の無形固定資産	10,475	7,343
6. 外部出資	4,849,247	4,894,997
(1) 外部出資	4,849,580	4,895,330
系統出資	3,898,820	3,944,420
系統外出資	950,760	950,910
(2) 外部出資等損失引当金	△332	△332
資産の部合計	173,879,055	181,134,710

負債の部

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
1. 信用事業負債	157,090,792	164,497,212
(1) 貯金	157,007,523	164,309,672
(2) その他の信用事業負債	83,268	187,539
未払費用	31,340	17,738
その他の負債	51,928	169,801
2. 共済事業負債	497,168	458,288
(1) 共済借入金	144,061	123,623
(2) 共済資金	186,711	171,039
(3) 共済未払利息	1,785	1,252
(4) 未経過共済付加収入	159,964	158,374
(5) 共済未払費用	571	150
(6) その他の共済事業負債	4,073	3,847
3. 経済事業負債	48,271	85,200
(1) 経済事業未払金	48,271	85,200
4. 雑負債	331,892	232,051
(1) 未払法人税等	134,879	135,177
(2) その他の負債	197,013	96,874
5. 諸引当金	389,881	395,818
(1) 賞与引当金	129,533	128,960
(2) 退職給付引当金	219,718	219,617
(3) 役員退職慰労引当金	40,629	47,240
6. 繰延税金負債	202,125	103,143
負債の部合計	158,560,131	165,771,715
・純資産の部		
1. 組合員資本	14,504,380	14,775,001
(1) 出資金	736,431	727,883
(2) 資本準備金	429	429
(3) 利益剰余金	13,786,211	14,068,762
利益準備金	1,510,010	1,510,010
その他の利益剰余金	12,276,201	12,558,752
目的積立金	1,749,000	2,028,000
特別積立金	9,225,000	9,325,000
当期末処分剰余金	1,302,201	1,205,752
(うち当期剰余金)	(483,728)	(417,042)
(4) 処分未済持分	△18,691	△22,073
2. 評価・換算差額等	814,543	587,992
(1) その他有価証券評価差額金	814,543	587,992
純資産の部合計	15,318,924	15,362,994
負債及び純資産の部合計	173,879,055	181,134,710

□ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
1. 事業総利益	2,434,282	2,371,709
(1) 信用事業収益	1,859,397	1,786,719
資金運用収益	1,656,440	1,580,224
(うち預金利息)	(469,333)	(490,289)
(うち有価証券利息)	(212,688)	(202,130)
(うち貸出金利息)	(770,467)	(702,282)
(うちその他受入利息)	(203,950)	(185,521)
役務取引等収益	32,537	33,215
その他事業直接収益	142,641	140,271
その他経常収益	27,778	33,007
(2) 信用事業費用	192,147	166,607
資金調達費用	68,536	47,423
(うち貯金利息)	(67,315)	(46,199)
(うち給付補填備金繰入)	(1,213)	(816)
(うちその他支払利息)	(7)	(406)
役務取引等費用	6,456	6,552
その他事業直接費用	18,268	5,085
その他経常費用	98,884	107,546
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,278)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△2,976)
信用事業総利益	1,667,250	1,620,112
(3) 共済事業収益	484,404	473,050
共済付加収入	449,555	434,744
共済貸付金利息	3,709	3,415
その他の収益	31,139	34,891
(4) 共済事業費用	28,045	23,366
共済借入金利息	3,728	3,336
共済推進費	20,150	17,502
その他の費用	4,166	2,527
(うち貸倒引当金繰入額)	(11)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△93)
共済事業総利益	456,359	449,684
(5) 購買事業収益	471,178	600,228
購買品供給高	467,499	596,565
購買手数料	1,289	1,300
その他の収益	2,389	2,362
(6) 購買事業費用	411,821	530,110
購買品供給原価	406,779	525,825
その他の費用	5,041	4,285
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
購買事業総利益	59,357	70,118
(7) 販売事業収益	80,818	82,831
販売品販売高	74,891	76,820
販売手数料	5,927	6,011
(8) 販売事業費用	62,929	65,971
販売品販売原価	62,929	65,232
その他の費用	-	739
販売事業総利益	17,889	16,860

科 目	平成27年度	平成28年度
(9) 加工事業収益	980	824
(10) 加工事業費用	55	184
加工事業総利益	925	639
(11) 利用事業収益	347,019	353,501
(12) 利用事業費用	203,467	211,075
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(△0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△44)	-
利用事業総利益	143,552	142,425
(13) 宅地等供給事業収益	126,043	103,648
(14) 宅地等供給事業費用	8,104	4,714
宅地等供給事業総利益	117,939	98,933
(15) 指導事業収入	10,158	10,174
(16) 指導事業支出	39,148	37,239
指導事業収支差額	△28,990	△27,065
2. 事業管理費	1,843,361	1,844,709
(1) 人件費	1,370,372	1,369,134
(2) 業務費	198,236	188,680
(3) 諸税負担金	82,744	84,868
(4) 施設費	184,271	193,560
(5) その他事業管理費	7,737	8,465
事業利益	590,921	526,999
3. 事業外収益	76,612	74,788
(1) 受取雑利息	154	127
(2) 受取出資配当金	64,302	65,383
(3) 賃貸料	5,290	5,290
(4) 雑収入	6,863	3,986
4. 事業外費用	959	1,290
(1) 寄付金	912	1,012
(2) 雑損失	47	278
(うち貸倒引当金繰入額)	(△0)	(△0)
経常利益	666,574	600,497
6. 特別損失	23,701	46,154
(1) 固定資産処分損	23,701	5,090
(2) 減損損失	-	41,064
税引前当期利益	642,872	554,343
法人税・住民税及び事業税	148,010	148,528
法人税等調整額	11,133	△11,228
法人税等合計	159,144	137,300
当期剰余金	483,728	417,042
当期首繰越剰余金	403,472	623,709
目的積立金取崩額	415,000	165,000
当期未処分剰余金	1,302,201	1,205,752

□ 注記表

◇ 平成28年度

東京農業協同組合

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 実務対応報告第32号の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ2,567千円増加しています。

JA独自の項目がある場合はここに追加してください。なければこの内容を消去ください。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は325,208千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	301,519千円	構築物	5,081千円	機械及び装置	14,578千円
器具備品	4,029千円				

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、30,111千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金1,100,000千円を差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

282,758 千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は736,275千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は736,275千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAは、投資の意思決定を行う際の単位を基礎としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
日野支店	金融店舗	建物等	建替えを決定
日野支店	経済店舗	建物等	建替えを決定

(2) 減損損失の認識に至った経緯

日野支店については、建替えに伴う既存店舗の取壊しを決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

日野支店 金融店舗	28,447 千円	(建物 28,002千円)
日野支店 経済店舗	12,617 千円	(建物 12,616千円)
旧C支店	3,333 千円	(建物 3,333千円)
合計	41,064 千円	(建物 40,619千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

・ 解体予定のため、回収可能価額は零と評価しています。

・ 旧C支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定されています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、金融機関への預金、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が104,707千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	113,800,427	113,798,117	△2,309
有価証券			
満期保有目的の債券	5,041,307	5,087,696	46,388
その他有価証券	9,068,991	9,068,991	-
貸出金(*1)	45,803,347		
貸倒引当金(*2)	156,411		
貸倒引当金控除後	45,646,935	46,655,658	1,008,722
資産計	173,557,661	174,610,462	1,052,801
貯金	164,309,672	164,283,714	△25,958
借入金	-	-	-
負債計	164,309,672	164,283,714	△25,958

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金8,730千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)
貸借対照表計上額

外部出資	4,895,330
外部出資等損失引当金	△ 332
外部出資等損失引当金控除後	4,894,997

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	111,800,427	-	-	-	-	2,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	1,337,500	600,000	-	-	-	3,100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	400,000	100,000	-	-	7,630,000
貸出金(*1,2)	5,846,543	2,888,991	2,924,730	2,664,674	2,526,963	28,760,714
合計	119,084,470	3,888,991	3,024,730	2,664,674	2,526,963	41,490,714

(*1) 貸出金のうち、当座貸越89,783千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等0千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件182,000千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	161,056,464	1,902,521	1,021,992	195,916	132,777	-
合計	161,056,464	1,902,521	1,021,992	195,916	132,777	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	537,600	539,005	1,404
	社債	4,103,707	4,164,355	60,647
	小 計	4,641,307	4,703,360	62,052
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-
	社債	400,000	384,336	△15,664
	小 計	400,000	384,336	△15,664
合計	5,041,307	5,087,696	46,388	

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	928,752	1,084,231	155,478
	地方債	2,002,355	2,279,180	276,824
	政府保証債	201,088	231,080	29,991
	社債	4,511,860	4,884,200	372,339
	小計	7,644,055	8,478,691	834,635
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	508,502	489,650	△18,852
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	100,683	100,650	△33
	小計	609,185	590,300	△18,885
合計	8,253,240	9,068,991	815,750	

(*)なお、上記差額から繰延税金負債227,757千円を差し引いた額587,992千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,257,238	87,904	18
社債	1,147,283	52,257	4,974
合計	3,404,521	140,161	4,992

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額692,272千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	219,718 千円
退職給付費用	24,473 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 千円
退職給付の支払額	△ 24,574 千円
期末における退職給付引当金	219,617 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	219,617 千円
確定給付企業年金制度	△ 千円
未積立退職給付債務	219,617 千円
退職給付引当金	219,617 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	24,473 千円
特定退職共済制度への拠出金	42,813 千円
臨時に支払った割増退職金	3,000 千円
合計	70,286 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,073千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月31日現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、204,773千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		1,926
退職給付引当金		61,312
未払法人事業税及び未払地方法人特別税		9,652
賞与引当金		35,992
賞与引当金未払保険料		5,421
役員退職慰労引当金		13,189
固定資産減損損失		11,460
その他		867
その他有価証券評価差額金		
特例業務負担金引当金		
繰延税金資産小計		139,823
評価性引当額		△15,209
繰延税金資産合計 (A)		124,614
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△227,757
繰延税金負債合計 (B)		△227,757
繰延税金負債の純額 (A) + (B)		103,143

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.66 %
住民税均等割等	0.15 %
評価性引当額の増減	0.21 %
事業分量配当金	△5.97 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	%
その他	△0.32 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.77 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

平成28年11月28日の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）」の施行に伴い、「東京都都税条例等の一部を改正する条例」が平成29年3月30日に成立しました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成29年4月1日から平成31年10月1日までの間に開始する事業年度について27.92%から27.91%に変更されました。この税率変更による影響額は軽微です。

東京南農業協同組合

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は325,208千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	301,519千円	構築物	5,081千円	機械装置	14,578千円
器具備品	4,029千円				

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、30,000千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金1,100,000千円を差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 356,140千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は882,176千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は882,176千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、金融機関への預金、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,022千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	105,008,746	105,197,687	188,941
有価証券			
満期保有目的の債券	5,399,704	5,473,913	74,208
其他有価証券	10,218,840	10,218,840	-
貸出金(*1)	46,071,059		
貸倒引当金(*2)	△159,372		
貸倒引当金控除後	45,911,686	47,227,737	1,306,050
資産計	166,538,947	168,118,177	1,579,230
貯金	157,007,523	157,016,241	8,717
負債計	157,007,523	157,016,241	8,717

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金10,804千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)
貸借対照表計上額

外部出資	4,849,580
外部出資等損失引当金	△ 332
外部出資等損失引当金控除後	4,849,247

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	103,008,746	-	-	-	-	2,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	655,000	1,337,500	600,000	-	-	2,500,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	100,000	400,000	100,000	-	8,430,000
貸出金(*1,2)	5,046,786	2,949,292	2,877,710	2,786,892	2,637,505	29,741,967
合計	108,710,532	4,386,792	3,877,710	2,886,892	2,637,505	42,671,967

(*1) 貸出金のうち、当座貸越106,902千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等0千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件20,100千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	153,114,366	2,233,901	1,274,669	238,113	146,472	-
合計	153,114,366	2,233,901	1,274,669	238,113	146,472	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,193,185	1,207,755	14,569
	社債	3,406,519	3,476,691	70,171
	小 計	4,599,704	4,684,446	84,741
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-
	社債	800,000	789,467	△10,533
	小 計	800,000	789,467	△10,533
合計	5,399,704	5,473,913	74,208	

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	1,769,056	2,038,132	269,075
	地方債	2,002,577	2,335,726	333,148
	政府保証債	201,155	237,225	36,069
	社債	4,609,154	5,103,069	493,914
	小計	8,581,944	9,714,152	1,132,207
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	506,841	504,688	△2,153
	小計	506,841	504,688	△2,153
合計		9,088,785	10,218,840	1,130,054

(*)なお、上記差額から繰延税金負債315,511千円を差し引いた額814,543千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	394,680	15,491	-
地方債	1,598,177	47,888	12,634
政府保証債	398,123	13,568	4,380
社債	1,099,909	65,656	-
合計	3,490,890	142,605	17,014

V. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額726,131千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	225,358 千円
退職給付費用	26,125 千円
退職給付の支払額	△ 31,766 千円
期末における退職給付引当金	219,718 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	219,718 千円
未積立退職給付債務	219,718 千円
退職給付引当金	219,718 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	26,125 千円
特定退職共済制度への拠出金	43,010 千円
臨時に支払った割増退職金	3,000 千円
合計	72,136 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,804千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成28年3月31日現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、210,725千円となっています。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		2,591
退職給付引当金		61,343
未払法人事業税及び未払地方法人特別税		9,911
賞与引当金		36,152
賞与引当金未払保険料		5,424
役員退職慰労引当金		11,343
その他		646
繰延税金資産小計		127,413
評価性引当額		△14,027
繰延税金資産合計 (A)		113,385
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△315,511
繰延税金負債合計 (B)		△315,511
繰延税金負債の純額 (A) + (B)		△202,125

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.56 %
住民税均等割等	0.13 %
評価性引当額の増減	0.20 %
事業分量配当金	△4.91 %
その他	0.09 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.75 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）」が平成28年3月29日に成立し、平成29年4月1日以降に開始する事業年度より、地方法人特別税が廃止され、地方法人税、法人住民税法人税割、法人事業税の税率が改正されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度について27.91%から27.92%に変更されました。この税率変更による影響額は軽微です。

□ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	平成27年度	平成28年度
	平成28年6月24日総代会承認	平成29年6月27日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	1,302,201	1,205,752
剰余金処分数額 (B)	678,494	683,614
任意積立金	544,000	544,000
施設整備積立金	(400,000)	(300,000)
農林年金対策積立金	(44,000)	(44,000)
特別積立金	100,000	200,000
出資配当金	21,461	21,128
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	113,030	118,485
次期繰越剰余金 (A - B)	623,709	522,137

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

事業区分		平成27年度		平成28年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	定期貯金、S定期、自由定期、大口、据置 変動定期平均残高に対し0.2%	112,996	定期貯金、S定期、自由定期、大口、据置 変動定期平均残高に対し0.2%	118,464
	貸 出	貸出金平均残高（固定金利4.5%以上）に 対し0.3%	33	貸出金平均残高（固定金利4.5%以上）に 対し0.3%	21
事業分量配当金合計			113,030		118,485

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれていません。

項 目	平成27年度	平成28年度
繰越額	38,000	38,000

□ 部門別損益計算書

◇ 平成28年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	3,410,979	1,786,719	473,050	502,997	638,037	10,174	
事業費用 ②	1,039,270	166,607	23,366	436,417	375,638	37,239	
事業総利益 (①-②) ③	2,371,709	1,620,112	449,684	66,579	262,398	△27,065	
事業管理費 ④	1,844,709	1,055,291	209,776	202,282	258,535	118,823	
(うち減価償却費 ⑤)	67,786	37,542	7,475	9,754	8,292	4,720	
(うち人件費 ⑤')	1,369,134	739,185	167,605	155,666	209,611	97,065	
※うち共通管理費 ⑥		514,388	105,861	73,733	102,230	37,343	△833,557
(うち減価償却費 ⑦)		5,337	1,098	765	1,060	387	△8,648
(うち人件費 ⑦')		374,590	77,091	53,694	74,446	27,194	△607,018
事業利益 (③-④) ⑧	526,999	564,820	239,907	△135,703	3,863	△145,888	
事業外収益 ⑨	74,788	46,152	9,498	6,615	9,172	3,350	
※うち共通分⑩		46,152	9,498	6,615	9,172	3,350	△74,788
事業外費用 ⑪	1,290	796	163	114	158	57	
※うち共通分⑫		796	163	114	158	57	△1,290
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	600,497	610,175	249,241	△129,201	12,877	△142,595	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	46,154	28,481	5,861	4,082	5,660	2,067	
※うち共通分⑰		28,481	5,861	4,082	5,660	2,067	△46,154
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	554,343	581,694	243,380	△133,284	7,216	△144,663	
営農指導事業分配賦額 ⑲		95,173	19,327	14,176	15,985	△144,663	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	554,343	486,520	224,053	△147,461	△8,768		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

- (2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	61.72%	12.70%	8.84%	12.26%	4.48%	100.00%
営農指導事業	65.79%	13.36%	9.80%	11.05%		100.00%

◇ 平成27年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	3,380,001	1,859,397	484,404	413,302	612,737	10,158	
事業費用 ②	945,718	192,147	28,045	352,069	334,307	39,148	
事業総利益 (①-②)	2,434,282	1,667,250	456,359	61,233	278,430	△28,990	
事業管理費 ④	1,843,361	1,061,934	210,109	194,705	262,581	114,031	
(うち減価償却費 ⑤)	47,288	23,860	5,495	7,658	6,692	3,580	
(うち人件費 ⑤')	1,370,372	740,302	165,742	155,987	210,675	97,663	
※うち共通管理費 ⑥		498,121	102,102	65,031	101,995	32,301	△799,552
(うち減価償却費 ⑦)		4,867	997	635	996	315	△7,812
(うち人件費 ⑦')		361,576	74,114	47,205	74,036	23,447	△580,379
事業利益 (③-④)	590,921	605,316	246,250	△133,472	15,848	△143,021	
事業外収益 ⑨	76,612	47,729	9,783	6,231	9,773	3,095	
※うち共通分⑩		47,729	9,783	6,231	9,773	3,095	△76,612
事業外費用 ⑪	959	597	122	78	122	38	
※うち共通分⑫		597	122	78	122	38	△959
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	666,574	652,447	255,910	△127,318	25,499	△139,964	
特別利益 ⑭							
※うち共通分⑮							
特別損失 ⑯	23,701	14,766	3,026	1,927	3,023	957	
※うち共通分⑰		14,766	3,026	1,927	3,023	957	△23,701
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	642,872	637,681	252,884	△129,246	22,476	△140,922	
営農指導事業分配賦額 ⑱		93,135	18,883	12,725	16,177	△140,922	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑬-⑱)	642,872	544,545	234,000	△141,971	6,298		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
(均等割+事業総利益割)の平均値
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	62.31%	12.77%	8.13%	12.75%	4.04%	100.00%
営農指導事業	66.09%	13.40%	9.03%	11.48%		100.00%

□ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月28日

東京農業協同組合

代表理事組合長 **小林 和男**

□ 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益(事業収益)	3,366	3,406	3,464	3,378	3,409
信用事業収益	1,756	1,750	1,813	1,859	1,786
共済事業収益	467	464	464	484	473
購買事業収益	614	531	514	471	600
販売事業収益	4	105	91	80	82
その他事業収益	525	556	582	484	468
経常利益	685	681	705	666	600
当期剰余金	497	486	502	483	417
出資金	746	746	741	736	727
(出資口数)	(746, 826)	(746, 836)	(741, 330)	(736, 431)	(727, 883)
純資産額	13,633	13,966	14,579	15,318	15,362
総資産額	156,624	163,185	168,500	173,879	181,134
貯金等残高	141,696	147,986	152,620	157,007	164,309
貸出金残高	48,039	46,698	44,954	46,060	45,794
有価証券残高	10,603	13,350	14,908	15,618	14,110
剰余金配当金額	120	132	130	134	139
出資配当額	21	28	21	21	21
事業利用分量配当額	99	104	108	113	118
職員数	169	168	161	164	164
単体自己資本比率	30.65%	32.28%	30.32%	27.66%	25.63%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱は行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示（パーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

□ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	平成27年度	平成28年度	増 減
資金運用収益	1,656,440	1,580,224	△ 76,216
役務取引等収益	32,537	33,215	678
その他事業直接収益	142,641	140,271	△ 2,370
その他経常収益	27,778	33,007	5,229
計	1,859,396	1,786,717	△ 72,679
資金調達費用	68,536	47,423	△ 21,113
役務取引等費用	6,456	6,552	96
その他事業直接費用	18,268	5,085	△ 13,183
その他経常費用	98,884	107,546	8,662
計	192,144	166,606	△ 25,538
資金運用収支	1,587,904	1,532,801	△ 55,103
役務取引等収支	26,081	26,663	582
その他信用事業収支	53,267	60,647	7,380
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,667,252 1.02%	1,620,111 0.96%	△ 47,141 -0.06%
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,434,282 1.42%	2,371,709 1.34%	△ 62,573 -0.09%

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益率＝事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度			平成28年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	163,054	1,656	1.01%	168,242	1,580	0.93%
うち預金	103,850	469	0.45%	109,428	490	0.44%
うち有価証券	13,933	212	1.52%	13,435	202	1.50%
うち貸出金	45,271	770	1.70%	45,379	702	1.54%
資金調達勘定	154,417	68	0.04%	159,832	47	0.02%
うち貯金・定積	154,417	68	0.04%	159,832	47	0.02%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや			0.28%			0.25%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成27年度増減額	平成28年度増減額
受取利息	△ 36	△ 58
うち貸出金	△ 51	△ 68
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	△ 8	△ 11
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	23	21
支払利息	4	△ 22
うち貯金・定期積金	4	△ 22
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△ 40	△ 36

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策 奨励金等奨励金が含まれています。

□ 信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
流動性貯金	52,101 (33.7%)	53,531 (33.4%)	1,430
定期性貯金	101,927 (66.0%)	105,945 (66.2%)	4,018
その他の貯金	384 (0.2%)	352 (0.2%)	△32
計	154,413 (100.0%)	159,828 (100.0%)	5,415
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	154,413 (100.0%)	159,828 (100.0%)	5,415

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
定期貯金	101,467 (100.0%)	106,630 (100.0%)	5,163
うち固定金利定期	101,467 (100.0%)	106,629 (99.9%)	5,162
うち変動金利定期	- (0.0%)	- (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
財形貯蓄残高	38	39	1

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
手形貸付金	9 (0.0%)	- (0.0%)	△9
証書貸付金	43,351 (95.7%)	43,477 (95.8%)	126
当座貸越	104 (0.2%)	95 (0.2%)	△9
金融機関貸付金	1,805 (3.9%)	1,805 (3.9%)	-
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	45,271 (100.0%)	45,379 (100.0%)	108

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
農業	965 (2.0%)	929 (2.0%)	△36
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	23 (0.0%)	22 (0.0%)	△1
製造業	109 (0.2%)	201 (0.4%)	92
鉱業	1 (0.0%)	- (0.0%)	△1
建設・不動産業	8,428 (18.2%)	7,784 (16.9%)	△644
電気・ガス・熱供給水道業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
運輸・通信業	127 (0.2%)	359 (0.7%)	232
金融・保険業	1,830 (3.9%)	1,864 (4.0%)	34
卸売・小売業・サービス業・飲食業	336 (0.7%)	531 (1.1%)	195
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	31,590 (68.5%)	30,406 (66.3%)	△1,184
合 計	46,060 (100.0%)	45,794 (100.0%)	△266

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
貯金・定期積金等	1,334	1,274	△60
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	40,656	39,554	△1,102
その他担保物	-	-	-
小 計	41,991	40,829	△1,162
農業信用基金協会保証	111	101	△10
その他保証	2,044	2,967	923
小 計	2,156	3,069	913
信 用	-	-	-
合 計	44,147	43,898	△249

4 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
固定金利貸出	29,000 (62.9%)	28,509 (62.2%)	△491
変動金利貸出	17,027 (37.1%)	17,283 (37.8%)	256
合 計	46,060 (100.0%)	45,794 (100.0%)	△266

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
運転資金	2,542 (5.5%)	2,464 (5.4%)	△78
設備資金	34,912 (75.8%)	33,624 (73.4%)	△1,288
生活資金	6,649 (14.4%)	6,838 (14.8%)	189
その他	1,954 (4.2%)	2,864 (5.2%)	910
合 計	46,060 (100.0%)	45,794 (100.0%)	△266

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
農業	-	-	-
穀作	-	-	-
野菜・園芸	4	6	2
果樹・樹園農業	1	-	△1
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	63	85	22
農業関連団体等	-	-	-
合 計	68	93	25

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
プロパー資金	58	87	29
農業制度資金	9	5	△4
農業近代化資金	9	5	△4
その他制度資金	-	-	-
合 計	68	93	25

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 リスク管理債権残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	882	736	△146
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	882	736	△146

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	4	-	4	-	4
	平成27年度	10	-	10	-	10
危険債権	平成28年度	731	142	583	5	731
	平成27年度	872	207	658	7	872
要管理債権	平成28年度	-	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-	-
小 計	平成28年度	736	142	587	5	736
	平成27年度	882	207	658	7	882
正常債権	平成28年度	45,084				
	平成27年度	45,208				
合 計	平成28年度	45,820				
	平成27年度	46,091				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外に区分される債権

10 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度					平成28年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	147	151	-	147	151	151	150	-	151	150
個別貸倒引当金	10	7	-	10	7	7	5	-	7	5
合 計	158	158	-	157	159	159	155	-	158	156

11 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸出金償却額	-	-

12 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	平成27年度		平成28年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	14	83	15	83
	金額	22,796	34,032	21,147	37,892
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	21	-	1
雑為替	件数	2	2	2	2
	金額	14,877	14,844	18,752	18,783
合 計	件数	16	85	18	86
	金額	37,673	48,897	39,900	56,677

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

種	類	平成27年度	平成28年度
公共債引受額		-	-
公共債窓販実績		-	-

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
国債	1,851	1,170	△681
地方債	4,054	2,814	△1,240
政府保証債	259	201	△58
社債	7,768	9,249	1,481
合 計	13,933	13,435	△498

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成27年度								
国債	-	-	-	499	29	1,240	-	1,769
地方債	599	593	-	-	-	2,002	-	3,195
政府保証債	-	-	-	-	-	201	-	201
社債	-	1,912	100	400	199	6,409	300	9,322
平成28年度								
国債	-	-	-	-	29	1,408	-	1,437
地方債	537	-	-	-	199	1,802	-	2,539
政府保証債	-	-	-	-	-	201	-	201
社債	899	1,107	-	600	199	5,808	500	9,116

4 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	地方債	1,193	1,207	14	537	539	1
	社債	3,406	3,476	70	4,103	4,164	60
	小計	4,599	4,684	84	4,641	4,703	62
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	800	789	△10	400	384	△15
	小計	800	789	△10	400	384	△15
合 計	5,399	5,473	74	5,041	5,087	46	

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えるもの	国債	2,038	1,769	269	1,084	928	155
	地方債	2,335	2,002	333	2,279	2,002	276
	政府保証債	237	201	36	231	201	29
	社債	5,103	4,609	493	4,884	4,511	372
	小計	9,714	8,581	1,132	8,478	7,644	834
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えないもの	国債	-	-	-	489	508	△ 18
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	504	506	△ 2	100	100	△ 0
	小計	504	506	△ 2	590	609	△ 18
合 計		10,218	9,088	1,130	9,068	8,253	815

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成27年度					平成28年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成27年度					平成28年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

□ 共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	2,022	38,552	1,635	38,030
	定期生命共済	-	398	-	305
	養老生命共済	1,551	25,598	1,539	23,959
	(うちこども共済)	288	7,680	273	7,618
	医療共済	327	3,759	221	3,641
	がん共済	-	113	-	110
	定期医療共済	-	532	-	503
	介護共済	134	234	97	322
	年金共済	-	339	-	339
建物更生共済	19,913	251,002	18,968	247,760	
合 計	23,950	320,529	22,462	314,971	

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1	13	2	14
がん共済	-	1	-	1
定期医療共済	-	-	-	-
合 計	1	15	2	17

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

3 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	205	416	125	516
合 計	205	416	125	516

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	79	1,103	90	1,139
年金開始後	-	487	-	478
合 計	79	1,590	90	1,618

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	平成27年度			平成28年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,848	49,724	32	2,788	49,923	32
自動車共済	5,078	-	228	5,115	-	232
傷害共済	3,614	19,371	-	4,222	19,635	-
定額定期生命共済	4	16	-	2	8	-
賠償責任共済	371	-	-	380	-	-
自賠責共済	1,319	-	32	1,310	-	30
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	13,234	69,111	292	13,817	-	297

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

□ 経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	61,690	57,835
農薬	97,134	86,285
飼料	7,888	7,348
農業機械	23,455	30,216
自動車(除く二輪)	-	-
燃料	-	-
包装資材	30,227	30,382
保温資材	50,595	51,011
建築資材	-	-
その他	57,923	153,702
小 計	328,915	416,781
生活物資		
食品	94,438	99,854
米	-	-
生鮮食品	48,414	49,364
一般食品	46,024	50,489
衣料品	5,000	3,874
耐久消費財	17,050	47,423
日用保健雑貨	22,042	28,592
燃料	51	37
L P ガス	-	-
その他	-	-
小 計	138,591	179,783
合 計	467,496	596,565

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	取扱高	取扱高
米	457	345
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	106,365	113,164
果実	-	-
花き・花木	1,540	1,915
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	1,355	6,815
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	109,719	122,239

②買取販売

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	販売高	販売高
米	74,891	75,031
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	-	1,788
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	74,891	76,820

□ その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
倉庫収益	-	-
加工収益	980	824
合 計	980	824
費用		
倉庫費用	-	-
加工費用	55	184
合 計	55	184
差 引 利 益	925	639

2 高齢者福祉事業

該当する事業はありません

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
受託宅地等供給収益	126,043	103,648
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	-	-
費用		
受託宅地等供給費用	8,104	4,714
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	117,939	98,933

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	107	201
実費収入	1,284	1,351
健康管理収入	7,928	8,160
指導雑収入	838	461
合 計	10,158	10,174
支出		
営農改善費	22,992	22,660
生活文化事業費	2,791	1,936
教育情報費	1,515	741
健康管理費	11,493	11,745
指導雑費	355	154
合 計	39,148	37,239
収 支 差 額	△28,990	△27,065

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
利用収益	347,064	353,501
合 計	347,064	353,501
費用		
利用費用	203,511	211,075
合 計	203,511	211,075
差 引 利 益	143,552	142,425

6 旅行事業

該当する事業はありません

□ 経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,504	3,481
一店舗当り貯金残高	39,251	41,077
一職員当り貸出金残高	3,070	3,052
一店舗当り貸出金残高	11,515	11,448
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	19,785	18,206
一店舗当り長期共済保有高	80,132	78,742
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	31	41
一職員当り販売品販売高	38	44
一店舗当り購買品供給高	116	149

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
総資産経常利益率	0.30%	0.30%	0.00%
資本経常利益率	4.50%	3.90%	△0.60%
総資産当期純利益率	0.30%	0.30%	0.00%
資本当期純利益率	4.30%	3.60%	△0.70%

注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減	
貯貸率	期末	29.30%	27.80%	△1.50%
	期中平均	29.30%	28.30%	△1.00%
貯証率	期末	9.90%	8.50%	△1.40%
	期中平均	9.00%	8.40%	△0.60%

□ 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
＜コア資本に係る基礎項目＞				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,367		14,635	
うち、出資金及び資本準備金の額	736		728	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	13,783		14,068	
うち、外部流出予定額(△)	134		139	
うち、上記以外に該当するものの額	△18		△22	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	152		151	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	152		151	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,519		14,786	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3	4	4	2
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	3	4	4	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		4	
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	14,516		14,782	

リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	48,270		53,374
資産（オン・バランス）項目	48,270		53,374
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,380		△4,544
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットの額に算入されることになった ものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るもの の額	4		2
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットの額に算入されることになった ものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットの額に算入されることになった ものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・ア セットの額から経過措置を用いず算出したリスク・ア セットの額を控除した額（△）	6,385		4,547
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オフ・バランス項目	-		-
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-
中央精算機関関係エクスポージャーに係る信用リスク・アセ ットの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除 して得た額	4,311		4,285
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセットの額の合計額（二）	52,582		57,660
<自己資本比率>			
自己資本比率（（ハ）／（二））	27.66%		25.63%

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,773	-	-	1,439	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,209	-	-	2,548	-	-
地方公共団体金融機関向け	800	80	3	800	80	3
我が国の政府関係機関向け	1,208	100	4	1,208	100	4
地方三公社向け	300	0	-	300	0	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	106,959	21,391	855	115,830	23,166	926
法人等向け	5,940	3,814	152	6,352	4,761	190
中小企業等向け及び個人向け	600	155	6	601	151	6
抵当権付住宅ローン	10,536	3,622	144	9,976	3,428	137
不動産取得等事業向け	1,591	1,571	62	1,502	1,478	59
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等保証付	27,807	2,748	109	27,321	2,700	108
共済約款貸付	148	-	-	124	-	-
出資等	1,084	1,084	43	1,085	1,085	43
他の金融機関等の対象調達手段	6,973	17,433	697	7,219	18,048	721
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	116	290	11	124	311	12
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入不導入となるもの	-	△ 6,380	△ 255	-	△ 4,544	△ 181
上記以外	3,942	2,358	94	4,157	2,606	104
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	173,014	48,270	1,930	180,593	53,374	2,134
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセット額の合計額	173,014	48,270	1,930	180,593	53,374	2,134
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	4,204	168	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	4,285	171
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	52,475	2,099	リスク・アセット(分母)合計 a	57,660	2,306

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	平成27年度				平成28年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	173,015	46,101	14,529	-	180,593	45,829	13,329	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	173,015	46,101	14,529	-	180,593	45,829	13,329	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	301	0	300	-	304	3	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,110	-	1,110	-	1,007	-	1,007	-
	運輸・通信業	2,715	-	2,715	-	2,514	-	2,514	-
	金融・保険業	116,403	1,806	4,818	-	125,518	1,806	5,118	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,579	1,943	501	-	3,341	2,862	301	-
	日本国政府・地方公共団体	4,983	-	4,983	-	3,988	-	3,988	-
	上記以外	100	-	100	-	100	-	100	-
	個人	42,452	42,283	-	-	41,236	41,093	-	-
その他	2,368	68	-	-	2,582	64	-	-	
業種別残高計	173,015	46,101	14,529	-	180,593	45,829	13,329	-	
1年以下	105,646	2,018	604		116,139	2,887	1,441		
1年超3年以下	3,025	510	2,515		1,754	641	1,113		
3年超5年以下	1,478	1,377	101		1,397	1,397	-		
5年超7年以下	3,361	2,459	901		2,825	2,222	603,273		
7年超10年以下	4,005	3,776	228		4,141	3,712	429,562		
10年超	47,610	35,704	9,876		45,946	34,694	9,240		
期限の定めのないもの	7,886	254	300		8,388	274	501,788		
残存期間別残高計	173,015	46,101	14,529		180,593	45,829	13,329		
平均残高計	161,741	45,291	13,924		166,923	45,400	13,445		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度					平成28年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他				目的使用	その他			
国内	8	-	-	-	8		8	-	-	-	8	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	8	-	-	-	8		8	-	-	-	8	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	0	-	-	-	0	-	0	-	-	0	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	7	-	-	-	7	-	7	-	-	5	-
	業種別計	8	-	-	-	8	-	8	-	-	5	-

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成27年度			平成28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	8,192	8,192	-	7,117	7,117
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	29,289	29,289	-	28,808	28,808
	リスク・ウェイト20%	1,403	106,972	108,376	802	115,842	116,645
	リスク・ウェイト35%	-	10,357	10,357	-	9,802	9,802
	リスク・ウェイト50%	1,912	-	1,912	1,810	-	1,810
	リスク・ウェイト75%	-	207	207	-	202	202
	リスク・ウェイト100%	610	8,790	9,400	807	9,865	10,673
	リスク・ウェイト150%	-	3,675	3,675	-	-	-
	リスク・ウェイト200%	-	-	-	-	3,675	3,675
	リスク・ウェイト250%	-	1,607	1,607	-	1,861	1,861
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		3,925	169,093	173,019	3,420	177,175	180,596

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	201	-	201
地方三公社向け	-	300	-	300
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	-	1	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	15	-	-	-
合 計	16	501	2	501

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類する」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	4,849	4,849	4,895	4,895
合計	4,849	4,849	4,895	4,895

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成27年度			平成28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成27年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成27年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動したときに発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△2,479百万円）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	△3,071	△2,479

(注) 1. 「△」は金利ショックによる損益・経済価値の減少額を意味します。

□ 役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	79,332	6,611

（注1）対象役員は、理事21名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、平成28年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）平成28年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

□ 当組合の組織

1 組合員数

(単位：人)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
正組合員数	2,004	1,998	△6
個人	2,004	1,998	△6
法人	-	-	-
准組合員数	6,398	6,749	351
個人	6,397	6,748	351
法人	1	1	-
合 計	8,402	8,747	345

2 組合員組織の状況

(平成29年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
日 野 地 区 支 部 21 支 部	486 人
七 生 地 区 支 部 24 支 部	386 人
多 摩 地 区 支 部 31 支 部	473 人
稲 城 地 区 支 部 8 支 部	493 人
青 壯 年 部	243 人
女 性 部	314 人
植 木 花 卉 園 芸 部 会 連 絡 協 議 会	23 人
野 菜 部 会 連 絡 協 議 会	172 人
果 実 部 会 連 絡 協 議 会	190 人
酪 農 部 会	2 人
椎 茸 部 会	27 人
資 産 管 理 部 会 連 絡 協 議 会	770 人
青 色 申 告 部 会 連 絡 協 議 会	891 人
年 金 友 の 会 連 絡 協 議 会	1066 人

3 役員一覧

(平成29年3月31日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	上 原 健 次	常勤	理事	福 島 崇 幸	非常勤
副組合長理事	土 方 尚 功	非常勤	理事	萩 原 実 夫	非常勤
代表理事専務	二 瓶 清	常勤	代表監事	高 橋 正 男	非常勤
常務理事	西 村 高 幸	常勤	常勤監事	小 室 勇	常勤
常務理事	遠 藤 眞 実	常勤	監事	笹 久 保 栄	非常勤
理事	志 村 孝 光	常勤	員外監事	濱 屋 玲 子	非常勤
理事	谷 正 幸	非常勤			
理事	伊 藤 岑 夫	非常勤			
理事	小 林 和 男	非常勤			
理事	田 中 春 江	非常勤			
理事	馬 場 芳 則	非常勤			
理事	勝 毛 多美子	非常勤			
理事	新 倉 隆	非常勤			
理事	川 崎 信 一	非常勤			
理事	有 山 長 作	非常勤			
理事	田 中 敏 男	非常勤			
理事	田 中 清 一	非常勤			
理事	杉 本 武	非常勤			
理事	阿 川 良 一	非常勤			

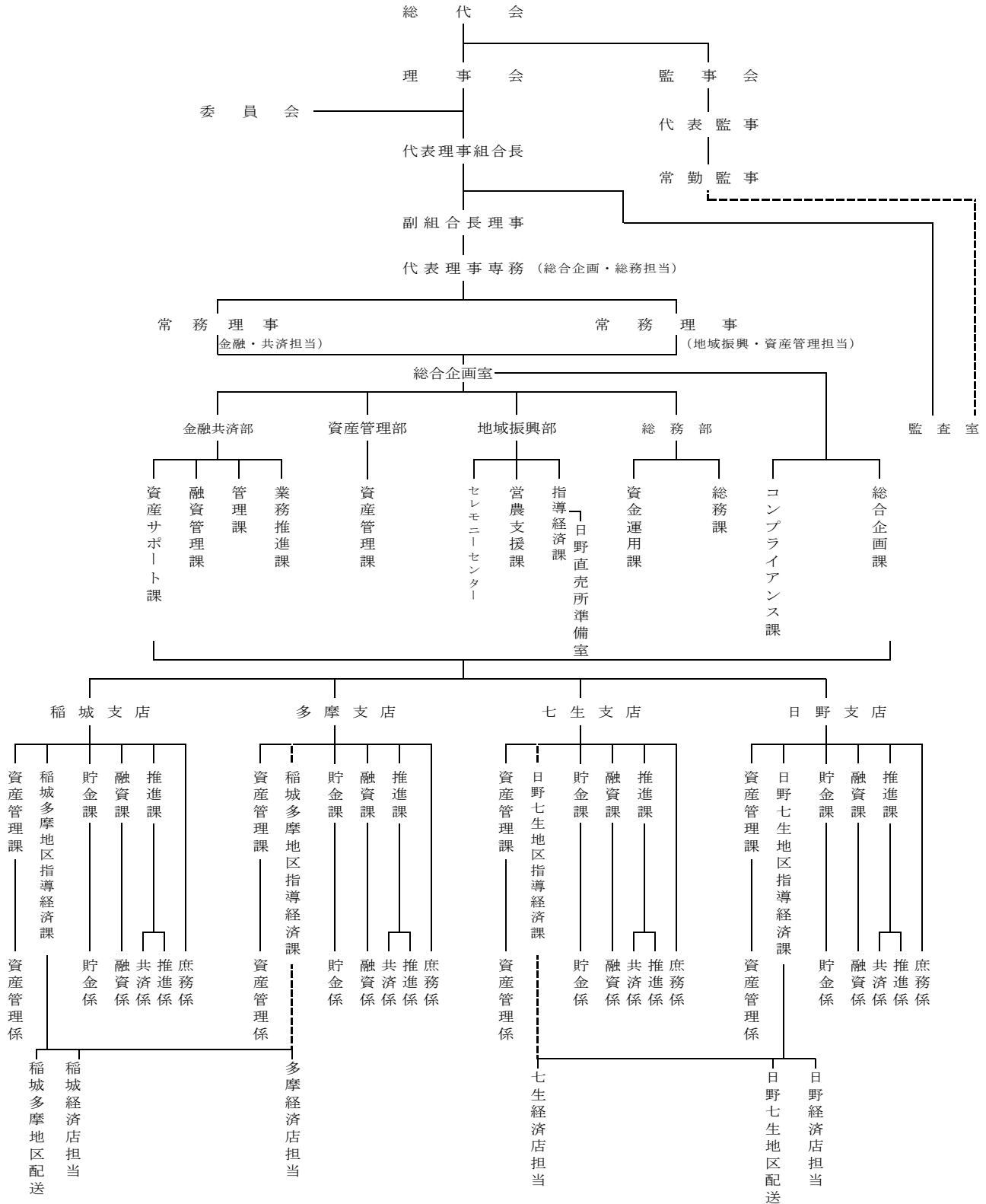
4 職員

(単位：人)

項 目	平成27年度			平成28年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	92	57	149	93	56	149
営農指導員	14	1	15	14	1	15
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合 計	106	58	164	107	57	164

5 組織機構図

(平成29年3月31日 現在)



6 地区一覧

(平成29年度3月31日 現在)

日野地区・七生地区・多摩地区・稲城地区

7 沿革・歩み

- 平成元年 日野市、七生、多摩市、稲城市、4農協合併により東京南農業協同組合を設立
共済・オンラインシステム稼働
七生地区営農生活センター完成
- 平成2年 稲城支店新築オープン
長期共済保有2,000億円達成
- 平成4年 七生支店・灯油地下タンク完成
- 平成5年 本店竣工式
稲城市特産物特産化事業即売所竣工式
- 平成7年 貯金残高1,000億円達成
- 平成9年 経済・オンラインシステム稼働
長期共済保有3,000億円達成
- 平成10年 ランネットワーク稼働
- 平成12年 経費支出システム稼働
渉外担当者支援システム稼働
- 平成13年 本店燃料センター開設
稲城支店農産物直売所“シンフォニー”オープン
日野市農産物直売所オープン
- 平成14年 七生支店農産物直売コーナーオープン
- 平成15年 J A東京みなみ事業改革本部設立
- 平成17年 J A東京みなみセレモニーセンター開設
J A S T E Mシステム稼働
- 平成19年 百草支店・多摩センター支店店舗統廃合
- 平成21年 平山支店・平尾支店店舗統廃合
- 平成22年 平尾農産物直売所“ハーベスト”オープン
平山農産物直売所“マルシェひらやま”オープン
- 平成23年 L P事業を全国農業協同組合連合会へ譲渡
- 平成24年 コンパス J Aシステム稼働
- 平成27年 多摩支店金融店舗新築オープン
- 平成28年 多摩支店グランドオープン（経済店舗新築オープン）

8 店舗一覧

(平成29年3月31日 現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-594-1011	
日野支店	191-0011	東京都日野市日野本町1-8-3	042-583-2111	1
七生支店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-591-2011	1
多摩支店	206-0011	東京都多摩市関戸6-11-1	042-375-8211	1
稲城支店	206-0802	東京都稲城市東長沼2110-1	042-377-6002	2
セレモニーセンター	206-0802	東京都稲城市東長沼1915-2	042-370-7272	
平山農産物直売所	191-0043	東京都日野市平山5-18-19	042-591-0700	
平尾農産物直売所	206-0823	東京都稲城市平尾1-49-5	042-377-6002	1

店舗外A T M設置台数 3 台

9 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 経営の組織	77
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	76
3 事務所の名称及び所在地	79
4 特定信用事業代理業者に関する事項	79
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	14
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	5
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
① 經常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	43
② 經常利益又は經常損失	43
③ 当期剰余金又は当期損失金	43
④ 出資金及び出資口数	43
⑤ 純資産額	43
⑥ 総資産額	43
⑦ 貯金等残高	43
⑧ 貸出金残高	43
⑨ 有価証券残高	43
⑩ 単体自己資本比率	43
⑪ 剰余金の配当の金額	43
⑫ 職員数	43
8 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	44
② 貯金に関する指標	46
③ 貸出金等に関する指標	47
④ 有価証券に関する指標	53
⑤ 共済取扱実績等	56
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	10
10 法令遵守の体制	11
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
V 直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	20
14 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	50
② 延滞債権に該当する貸出金	50
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	50
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	50
15 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	
16 自己資本の充実の状況	63
17 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	53
② 金銭の信託	54
③ デリバティブ取引	55
④ 金融等デリバティブ取引	55
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	55
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
19 貸出金償却の額	51